

(農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の書簡(仮訳))

(チリ側書簡)

サンティアゴ、チリ、2018年3月6日

チリ共和国駐在

日本国特命全権大使 平石好伸閣下

本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「協定」という。)の署名に関連して、チリ共和国(以下「チリ」という。)政府及び日本国政府が、2016年2月4日にニュージーランドのオークランドで署名され、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成す環太平洋パートナーシップ協定の第18・47条(農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護)の規定について次の了解を共有することを確認する光栄を有します。

チリ及び日本国は、協定第18章(知的財産)第18・47条(農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護)のいかなる規定も、条件、制限又は例外が協定第18章(知的財産)の規定に適合することを条件として、協定の締約国が同条に規定する義務を履行するに当たり、当該条件、制限又は例外を定めることを制限するものではないことを認める。

本大臣は、更に、この書簡及び貴使の返簡が、チリ共和国政府と日本国政府との間で共有された了解を確認することを提案する光栄を有します。

チリ共和国外務大臣
エラルド・ムニョス・バレンスエラ

(日本側書簡)

サンティアゴ、チリ、2018年3月6日

チリ共和国外務大臣

エラルド・ムニョス・バレンスエラ閣下

本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(チリ側書簡)

本使は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

チリ共和国駐在
日本国特命全権大使 平石好伸